



保護者の皆様へ

就学援助制度についてのお知らせ

多可町教育委員会

お子さんたちが、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度があります。この制度の内容は、次のとおりです。
ご希望の方は、下記により申請してください。

1. 援助対象となる方

- ①生活保護を受けている方
- ②児童扶養手当の支給を受けている方（ひとり親家庭に対する手当）
- ③次のいずれかに該当する世帯
 - (ア) 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている（ただし家屋新築によるものは除く）
 - (イ) 国民年金保険料の全額免除を受けている
 - (ウ) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている
 - (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
 - (オ) 職業安定所登録日雇労働者である
- ④令和3年中の世帯の合計所得が別に定める所得基準額（※別表1）以下の世帯
- ⑤町民税が非課税の世帯
- ⑥その他特別の理由のある方で教育委員会が関係機関と協議して必要と認める方

所得基準額（※別表1）

（単位：円）

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人	1人増すごと
令和3年中 合計所得金額	1,807,200	2,291,600	2,776,000	3,153,600	3,617,600	406,400

- (注) 1. 合計所得金額とは、給与所得のみの方は「給与所得控除後の金額」、給与所得以外の方は「所得額」のことを指します。
2. 所得のある人が同一世帯の中で2人以上いる場合は、合算した額で算定します。
3. 税制改正に伴い、給与所得または年金所得のある方は、令和3年中の合計所得金額のそれぞれの所得から10万円を控除した額により判定します。〔これら以外の所得（営業所得等）については、10万円の控除は行いません。〕

2. 申請期間 4月に認定を受けた方は、申請の必要はありません。

4月受付	6月受付
<p>4月8日(金) 受付終了 8日(月)</p> <p>※援助対象①～③のいずれかに該当する方</p>	<p>5月25日(水)～6月8日(水)</p> <p>※援助対象①～⑥のいずれかに該当する方</p>
提出場所	お子さんが在籍する学校 または 教育委員会（教育総務課）

- (注) 6月受付の申請期間を過ぎると申請日の翌月からの認定になり、新入学学用品費、実施済の修学旅行費や校外活動費の支給ができなくなります。（援助の内容は裏面を参照してください。）
- ※申請書で閲覧同意をいただいた方は「児童扶養手当証書コピー」「世帯全員の所得証明書」等の添付書類の一部を省略することができます。（ただし、令和4年1月1日に多可町に住所がない場合は、世帯全員の所得証明書を添付してください。）
- ※申請書の押印は廃止しています。

3. 援助の内容 (○印が援助を受けられるもの)

援助する項目	小学校						中学校			生活保護を受けている方			
										小学校		中学校	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1~5年	6年	1~2年	3年
新入学学用品費	○						○						
通学用品費		○	○	○	○	○		○	○				
学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
オンライン学習通信費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
修学旅行費									○		○		○
学校給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※オンライン学習通信費は世帯への支給となります。

※学用品費と通学用品費は月割りにして各学期末に支給し、修学旅行費・校外活動費は実施の学期末に支給します。

※入学前に新入学学用品準備費の支給を受けた方は、新入学学用品費の支給を受けることはできません。

4. 申請の方法

申請を希望される保護者は、各学校または教育委員会教育総務課（役場3階）へ申し出てください。申請書をお渡しします。申請書とともに、下記の必要な書類を添付して申請してください。

下欄の①~⑥いずれかに該当する方	必要な添付書類
① 生活保護を受けている	申請の必要なし
② 児童扶養手当の支給を受けている	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。 ※申請書に証書番号・受給者名を記入してください。
③ 次のいずれかに該当する (ア) 個人事業税または固定資産税の減免 (イ) 国民年金保険料の全額免除 (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている (オ) 職業安定所登録日雇労働者である	認定通知書のコピー（認定期間の記載要） ※年度の途中で認定期間が終了する場合は、再度、添付書類を提出してください。
④ 前年の世帯所得が基準額以下である	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。 ただし、令和4年1月2日以降に多可町に転入された方について、④の場合は「令和4年度所得証明書」を、⑤の場合は「令和4年度課税証明書」を令和4年1月1日現在の住所地で取り寄せて添付してください。
⑤ 町民税が非課税である	
⑥ その他特別の理由がある	認定にかかる協議申出書・その他必要な書類

※小学校・中学校のどちらにもお子さんが在籍されている場合は、それぞれの学校へ申請が必要です。

5. 問い合わせ先

お子さんが在籍されている小学校・中学校または、

多可町教育委員会 教育総務課 電話 (0795) 32-2384 (直通)

ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。